

瀬戸市予算及び決算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月28日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第36号

瀬戸市予算及び決算規則の一部を改正する規則

瀬戸市予算及び決算規則（昭和40年瀬戸市規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（議決予算等の通知）</p> <p>第10条 経営課長は、議長から市長に対し、議決予算の送付があったとき、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第179条第1項若しくは第180条第1項の規定により専決処分をされたとき又は法第177条第2項の規定により予算が計上されたときは、直ちにその写しを各課等の長及び会計管理者に交付しなければならない。</p> <p>2 <省略></p>	<p>（議決予算等の通知）</p> <p>第10条 経営課長は、議長から市長に対し、議決予算の送付があったとき、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第179条第1項若しくは第180条第1項の規定により専決処分をされたとき又は法第177条第3項の規定により予算が計上されたときは、直ちにその写しを各課等の長及び会計管理者に交付しなければならない。</p> <p>2 <省略></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。